

## 新潟市美術館使用料等徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市美術館使用料及び物品売払代金の徴収を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

収納事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市中央区西大畑町 5 1 9 1 番地 9 新潟市美術館	新潟市東区紫竹 5 丁目 1 0 番 6 0 号 旭ビル管理 株式会社 代表取締役 那須野 眞智子